生駒市麻しん・風しん混合、麻しん及び風しんの予防接種に係る任意接種費 用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定期接種の対象となる接種期間を過ぎて麻しん・風しん混合、麻しん及び風しんの予防接種(以下「対象予防接種」)を任意接種で受けた者に対し、予算の範囲内において当該任意接種の費用の助成を行うに当たり、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 任意による麻しん・風しん混合1期予防接種に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児を養育している者とする。
 - (1) 2歳以上3歳未満の者で、本市に住民登録がある者であること。
 - (2) 麻しん・風しん混合 1 期、麻しん 1 期及び風しん 1 期の予防接種を受けたことがないこと。
- 2 任意による麻しん1期予防接種に係る補助金の交付を受けることができる者は、 次の各号のいずれにも該当する乳幼児を養育している者とする。
 - (1) 2歳以上3歳未満の者で、本市に住民登録がある者であること。
 - (2) 麻しん・風しん混合 1期、麻しん 1期の予防接種を受けたことがないこと。
- 3 任意による風しん1期予防接種に係る補助金の交付を受けることができる者は、 次の各号のいずれにも該当する乳幼児を養育している者とする。
 - (1) 2 歳以上 3 歳未満の者で、本市に住民登録がある者であること。
 - (2) 麻しん・風しん混合 1期、風しん 1期の予防接種を受けたことがないこと。
- 4 任意による麻しん・風しん混合 2 期 予 防 接種に係る補助 金 の交付 を受けることが できる者は、次の各号のいずれにも該当する児童を養育している者とする。
 - (1) 小学校就学の始期に達してから1年以内の者で、本市に住民登録がある者であること。
 - (2) 麻しん・風しん混合2期、麻しん2期及び風しん2期の予防接種を受けたことが

ないこと。

- 5 任意による麻しん2期予防接種に係る補助金の交付を受けることができる者は、次 の各号のいずれにも該当する児童を養育している者とする。
 - (1) 小学校就学の始期に達してから1年以内の者で、本市に住民登録がある者で あること。
 - (2) 麻しん・風しん混合 2期、麻しん 2期の予防接種を受けたことがないこと。
- 6 任意による風しん 2 期予防接種に係る補助金の交付を受けることができる者は、次 の各号のいずれにも該当する児童を養育している者とする。
 - (1) 小学校就学の始期に達してから1年以内の者で、本市に住民登録がある者で あること。
 - (2) 麻しん・風しん混合 2 期、風しん 2 期の予防接種を受けたことがないこと。 (補助金の額)
- 第3条 対象予防接種に係る補助金の額は、前条の補助対象者が負担した接種費用とする。ただし、当該年度の当該予防接種1期又は2期の委託料を上限とする。 (補助金の交付申請)
- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市麻しん・風しん混合、麻しん及び 風しん任意接種費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼 請求書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 被接種者氏名、接種日、接種ワクチンの種類、接種金額、接種医療機関名が 記載された医療機関が発行した領収書及び予防接種歴が分かる書類
 - (2) 補助金振込口座確認書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、前項第1号の書類を添付することができないときは、生駒市麻しん・風しん混合、麻しん及び風しん任意接種費用補助金交付申請用証明書 (様式第2号)の提出を持って代えることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、

補助金の交付の可否を決定し、生駒市麻しん・風しん混合、麻しん及び風しん任意接種費用補助金交付(不交付)決定通知書により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条第1項の実績報告は、第4条第1項の規定による交付申請により行ったものとみなす。
- 2 市長は、前条の規定による交付決定の通知により、補助金の額の確定通知を行ったものとみなす。
- 3 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、申請書兼請求書に よる申請者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請期間)

第7条 申請の受付期間は、当該予防接種の接種日から当該年度の末日までとする。

(補助金交付の取消)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取 り消すことができる。
 - (1) 不正な手続きにより補助金を受けたとき。
 - (2) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を 命ずることができる。

(健康被害)

第10条 対象予防接種による副反応その他の健康被害については、市長は一切その 責任を負わない。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。